



平成 25 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)
問合せ先 執行役員 IR 部シニアオフィサー 松本 忍
(TEL. 03-6238-3000)

第 12 回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）の割当数に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 6 日開催の当社取締役会において、第 12 回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）の最終的な割当数について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 第 12 回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

2. 新株予約権発行の要領

（1）新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員	108 名
新株予約権	1,105 個

（2）新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 110,500 株とする。

（3）新株予約権の総数

1,105 個とする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

（4）新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

金銭の払込みを要しないものとする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円として、これに付与株式数を乗じた金額を、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額とする。

（6）新株予約権を行使することができる期間

平成 26 年 2 月 28 日から平成 55 年 8 月 7 日までとする。

（注）当該新株予約権に関する詳細については、平成 25 年 7 月 4 日付「当社執行役員ならびに当社子会社の取締役および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上